

## 第17 景観

### 1 調査の手法

#### (1) 調査すべき情報

##### ア 主要な眺望地点及び主要で身近な視点の状況

実施区域周辺の主要な眺望地点（不特定多数の人々が利用する公共的な場所で、景観が展望できる地点のうち主要なものをいう。以下同じ。）及び対象事業の実施区域周辺の主要で身近な視点（不特定多数の人々又は周辺の住民が利用する場所で身近な景観が望める主要で身近な視点をいう。以下同じ。）の位置、種類及び利用状況並びにそれぞれの主要な眺望地点及び主要で身近な視点からの景観の構成要素、可視領域等の状況

##### イ 景観資源の状況

実施区域周辺における景観資源の状況及びこれらにより形成される地域景観の特性

##### ウ 主要な眺望景観及び身近な景観の状況

主要な眺望地点及び主要で身近な視点から見える景観資源の状況

#### 【解説】

環境影響評価の対象となる「景観」とは、第1章の別表1に示すとおり、自然、歴史的遺産、田園風景、近代的な都市のまちなみ等が主たる構成要素となっている優れた景観及び地域住民が日常接している身近な景観をいう。

「景観」への影響とは、一般的に、対象事業の実施による地形の改変や設置される工作物等が、アにいう「主要な眺望地点及び主要で身近な視点」からの「景観」の見え方に対して影響を及ぼしている状態をいう。

「歴史的遺産」は、伝統的な建造物や工作物に限定されるものではなく、景観としての広がりを持つ伝統的又は近代以降の文化・生活空間等も含まれる。

「田園風景」は、農漁村の風景ばかりでなく、都市郊外に見られるような森林や竹林からなる、いわゆる里山の風景も含む。

また、その他の構成要素としては、建築物、橋梁等の工作物及び公園、庭園等の人為的な施設を主体としたものが考えられる。

##### ア 主要な眺望地点及び主要で身近な視点の状況

主要な眺望地点が含まれる「不特定多数の人々が利用する公共的な場所」としては、次のようなものがあり、予測評価において対象となる「景観」は、原則として、この主要な眺望地点からの展望対象としての「景観」となる。

(ア) 自然公園地域、歴史的風土保存区域、首都圏近郊緑地保全区域、自然環境保全地域、風致地区及び都市公園等の地域内に設置されている園地、広場、休憩所

(イ) 縣市町村の景観形成に関するガイドライン、観光パンフレット等で記載されている景観資源を認識できる場所

(ウ) 不特定多数の人々が利用する公共施設

主要な眺望地点の位置については、地図上の位置だけでなく、当該地点から対象事業の実施区域及び背景となる景観の構成要素までのおよその距離等の位置関係も明らかにする。

必要に応じて、主要な眺望地点から景観を眺望する際の既存工作物等による圧迫感の状況についても調査する。

主要で身近な視点は、不特定多数の人々に限らず、地域住民が日常利用する道路等が対象と

なる。

イ 景観資源の状況

「地域景観」とは、ある一定の景観的特徴を持っている範囲において成立している景観をいう。その景観的特徴により、地域の範囲が広大となる場合もある。

地域景観の特性を捉えるためには、景観資源を列記するだけでなく、その内容（どのような自然かなど）を調査した上で、それらがどう関連しているかを明らかにする必要がある。

ウ 主要な眺望景観及び身近な景観の状況

主要な眺望地点及び主要で身近な視点から見える景観資源の状況について把握する。

(2) 調査方法

既存資料調査、現地調査又は聞き取り調査によるものとする。

【解説】

イ 景観資源の状況

観光ガイドブック等の最新の既存資料又は現地調査により明らかにするが、主要な眺望地点及び主要で身近な視点の景観の現況を現地調査で把握する場合は、写真撮影等により適切に行う。また、主要で身近な視点については必要に応じ周辺住民への聞き取り調査を行う。

ウ 主要な眺望景観及び身近な景観の状況

主要な眺望地点及び主要で身近な視点から眺望できる景観の構成要素及び特性について、写真撮影等の視覚的な表現方法を用いて把握する。

(3) 調査地域及び地点

ア 調査地域

景観の特性を踏まえて対象事業により主要な眺望地点及び主要で身近な視点からの景観が影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

イ 調査地点

景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望地点及び主要で身近な視点からの景観に係る影響を予測し、並びに評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。

【解説】

ア 調査地域

景観の調査地域を判断する場合には、主要な眺望地点及び主要で身近な視点からの可視領域のうち、事業実施区域部分と一体的に景観を形成している地域を適切に判断する。

イ 調査地点

対象事業の工事の実施若しくは土地又は施設の存在及び供用により新たに主要な眺望地点及び主要で身近な視点が創出される場合には、その地点及びその地点からの景観も調査対象とする。

(4) 調査の時期、期間又は時間帯

景観の特性を踏まえて必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期、期間又は時間帯とする。

【解説】

[第17 景観]

調査時期等は主要な眺望地点や主要で身近な視点が利用される時期を考慮する。なお、必要に応じ、四季、昼夜など、景観の特性に応じた適切な時期や時間帯を考慮することが必要である。

## 2 予測の手法

### (1) 予測の前提

予測の前提となる、環境保全対策を含めた事業特性を次の区分ごとに整理する。

#### ア 工事の実施

(ア) 樹木の伐採若しくは移植、土地の形状の変更行為又は公有水面の埋立行為の位置、規模、範囲及び施工方法

(イ) 工作物の位置、規模、構造、色彩、設置期間等

#### イ 土地又は工作物の存在及び供用

(ア) 土地の形状の変更行為後又は公有水面の埋立行為後の状態

(イ) 工作物の位置、規模、構造、形態、色彩等

(ウ) 湛水する区域の範囲及び水位等の状況

### (2) 予測方法

次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業による景観への影響を予測する。また、方法の選定理由を明らかにする。

#### ア 理論的解析による方法

#### イ 類似事例を参考にする方法

#### ウ その他適切な方法

#### 【解説】

理論的解析に基づいた予測方法としては、次のようなものがある。

- ① 完成予想図（フォトモンタージュ、コンピュータグラフィックス等）
- ② 可視領域図
- ③ 最大仰角図
- ④ 形態率図
- ⑤ 周辺地域を含めた模型

完成予想図等は、予測地点から背景となっている景観の構成要素までのおよその距離、対象事業区域、工作物の大きさ等を明示することにより、遠近の状況が明確となるよう留意する。

その他適切な方法を用いる場合も、上記と同等の技術的信頼性を有する手法を用いるものとする。

### (3) 予測地域及び地点

#### ア 予測地域

調査地域に準じた地域とする。

#### イ 予測地点

予測地域における影響を的確に把握できる地点とする。

#### 【解説】

#### ア 予測地域

予測地域は、単に人の視野範囲のみを捉えるのではなく、景観の変化について適切に判断で

きる範囲を捉える必要がある。

イ 予測地点

地点として選定した理由についても記述する必要がある。

(4) 予測の対象とする時期、期間又は時間帯

ア 工事の実施

景観への影響が最も大きくなる時期、期間又は時間帯とする。

イ 土地又は工作物の存在及び供用

眺望地点等の利用状況を勘案した適切な時期、期間又は時間帯とする。

【解説】

予測時期等は、区画整理などの造成事業については、対象事業完了後に建設される建築物等の工作物、又は、ダム、取水堰の建設事業完了後に行われる湛水による景観への影響が考えられるため、可能な限りこれらの影響を勘案した適切な時期等とし、主要な眺望地点及び主要で身近な視点が利用される時期等にも留意する。

なお、工事の実施が長期に及ぶ場合は、工事の実施中の適切な時期等を予測の対象とすることを検討する。

3 評価の手法

景観への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているか又は必要に応じてその他の方法により環境の保全等についての配慮が適正になされているかについて評価を行う。

【解説】

景観への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避若しくは低減されているかについての評価においては、画一的な方法を用いるのではなく、環境保全対策の複数案を比較検討する方法等を用いて評価を行い、評価の根拠及び検討の経緯を明らかにする。

「その他の方法により環境の保全等についての配慮」とは回避若しくは低減が困難な場合に検討した代償措置、新たに創出された景観等のことを言う。

代償措置を行った場合は、回避若しくは低減が実行不可能な理由について記載する。

4 事後調査の計画

(1) 調査方法

原則として、写真撮影等とする。

【解説】

以下の事項について、原則として写真撮影で調査を行う。

ア 景観の変化の状況

イ 景観に対する影響を少なくするために行った配慮の内容

ウ 新たに形成された景観の状況

(2) 調査地域及び地点

原則として、予測地域及び地点とする。

【解説】

対象事業による影響が予測地域以外にも及ぶことが事業着手後に明らかとなった場合には、当該地域を事後調査地域に加え適切な調査地点を設定する。

(3) 調査時期、期間又は時間帯

事業計画を踏まえて予測の対象となる時期、期間又は時間帯を勘案して設定する。

(4) 検証方法

事後調査の結果を基に、調査等の結果について検証を行うとともに、検証結果から環境保全上問題があると判断された場合の対応について明らかにする。

(空白ページ)